

平成30年6月1日

入札参加業者 様

志摩市 総務部 管財契約課

志摩市発注の測量・設計等業務に係る最低制限価格の運用基準の一部改正について

志摩市発注の測量・設計等業務に係る最低制限価格の運用基準の「3. 算出方法」において、文章表現を一部改正し、平成30年6月1日以降の入札公告、指名通知の対象となる案件から適用します。

なお、算定式の変更はなく、文章の変更のみとなっております。

記

改正前

ただし、下記の考え方により算定された金額が予定価格（入札書比較価格）の7/10を下回る時は7/10、9/10を上回る時は9/10とし、最低制限価格（入札書比較価格）算出の際の端数処理については、万円未満を切り捨て、7/10で設定する場合のみ切り上げとする。

改正後

ただし、下記の考え方により算定された金額が予定価格（入札書比較価格）の7/10を下回る時は7/10、9/10を上回る時は9/10とする。最低制限価格（入札書比較価格）算出の際の端数処理については、万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格（入札書比較価格）の7/10を下回る場合は、7/10以上となるように万円未満を切り上げるものとする。